

# 滋賀県公報

 令和4年 (2022 年)

 8 月 1 9 日

 号 外 (1)

 金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 条 例

※滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(行政経営推進課)	. 4
※滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	. 4
※滋賀県税条例の一部を改正する条例(税政課)	. 6
※滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(税政課)	. 13
※滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(財政課)	. 13
※滋賀県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例(健康福祉政策課)	. 15
※滋賀県建築基準条例等の一部を改正する条例(建築課)	. 16
※滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(住宅課)	. 16
※滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例(スポーツ課)	. 17
$\%$ 滋賀県 $\mathbf{CO}_2$ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例( $\mathbf{CO}_2$ ネットゼロ推	
進課)	. 22
※滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(病院事業庁)	. 23
※滋賀県立美術館条例等の一部を改正する条例(文化芸術振興課)	. 23

# 公布された条例のあらまし

- 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第34号)
- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく認可を受けていない児童福祉施設等に関する情報の提供の要求および公表に係る事務を市に移譲することとしました。(別表関係)
- 2 この条例は、令和4年9月15日から施行することとしました。
- 滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第35号)
- 1 非常勤職員がその養育する子の出生の日から57日間以内に育児休業をしようとする場合の要件のうち、勤務日数に係るもの以外の要件について、子の出生の日から57日間の期間の末日から6月を経過する日までに、任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することおよび任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでないこととしました。(第2条関係)
- 2 非常勤職員がその子が1歳6か月または2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合として、その配偶者が一定の事由に該当して地方等育児休業をする場合であって、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日を育児休業の期間の初日とする場合を追加することとしました。(第2条の3および第2条の4関係)
- 3 職員が再度の育児休業をすることができる場合の特別の事情から、育児休業等計画書により申し出た場合で、育児休業の終了後、3月以上の期間を経過したこととの事情を削除することとしました。(第3条関係)
- 4 職員が再度の育児休業をすることができる場合の特別の事情のうち、その任期の末日を期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新されること等に伴い、当該更新前の任期の末日の翌日等を育児休業の期間の初日とすることとの事情について、その対象職員を非常勤職員から任期を定めて採用された職員に拡大することとしました。(第3条関係)
- 5 その他
  - (1) この条例は、令和4年10月1日から施行することとしました。
  - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
  - (3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- 滋賀県税条例の一部を改正する条例 (条例第36号)
- 1 個人の県民税

- (1) 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和20年度分の個人の県民税および居住年が令和7年であるものまで延長する等所要の措置を講ずることとしました。 (付則第5条の4の2関係)
- (2) 上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等所要の措置を講ずることとしました。 (第21条の4および付則第11条の2関係)
- (3) 上場株式等の譲渡損失の損益通算および繰越控除について、適用要件を所得税と一致させる等所要の措置を講ずることとしました。(付則第14条の2の6関係)
- 2 不動産取得税
  - (1) 住宅に係る課税標準の特例措置または住宅の用に供する土地について一定の税額を減額する特例措置の適用があるべき旨の申告がなかった場合においても、要件に該当すると認められるときは、これらの特例措置を適用することとしました。(第39条の2および第39条の12関係)
  - (2) 不動産取得税に係る申告について、次の措置を講ずることとしました。(第39条の7関係)
    - ア 不動産を取得した者は、当該取得について、不動産取得の日から60日以内に不動産登記法(平成16年法律第123号)の規定により表示に関する登記または所有権の登記の申請をした場合(同法の規定により当該申請が却下された場合を除く。)は、不動産取得税に係る申告を要しないものとすること。
    - イ アの場合においても、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、 不動産取得税に係る申告をさせることができることとすること。
- 3 自動車税

身体障害者等に関する環境性能割および種別割の減免に係る申請における書類等の提示について、当該書類等の 写しの提出によることができることとしました。(第73条の3および第73条の14関係)

- 4 その他
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、1(1)は令和5年1月1日から、2(2)は令和5年4月1日から、1(2)および(3)は令和6年1月1日から、それぞれ施行することとしました。
  - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
  - (3) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
  - (4) その他必要な規定の整備を行うこととしました。
- 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第37号)
- 1 地方活力向上地域における課税免除および不均一課税について、次の改正を行うこととしました。(第5条関係)
  - (1) 第3種特別償却設備の整備期間の要件を地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日までの間とすること。
  - (2) 第3種特別償却設備に係る県税の課税免除および不均一課税の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。
- 2 その他
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
  - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
  - (3) その他所要の規定の整備を行うこととしました。
- 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(条例第38号)
- 1 長期優良住宅維持保全計画(当該計画の変更を含む。)の認定の申請に対する審査の手数料および当該計画の認定証明手数料を新たに設定することとしました。(第2条および別表第67関係)
- 2 教育職員免許法に基づく事務手数料について、普通免許状または特別免許状の有効期間の更新の手数料の削除等を行うこととしました。(第2条関係)
- 3 その他
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、1および(2)は令和4年10月1日から施行することとしました
  - (2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- 滋賀県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例(条例第39号)
- 1 民生委員の定数の範囲を改めることとしました。
- 2 この条例は、令和4年12月1日から施行することとしました。
- 滋賀県建築基準条例等の一部を改正する条例(条例第40号)
- 1 次に掲げる条例について、建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。

- (1) 滋賀県建築基準条例(昭和47年滋賀県条例第26号)
- (2) 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)
- (3) 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)
- (4) 滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- 3 その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第41号)
- 1 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)の一部改正による条項の移動 に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第2条関係)
- 2 この条例は、公布の目から施行することとしました。
- **滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例** (条例第42号)
- 1 彦根総合スポーツ公園に係る指定管理者の指定の手続について定めることとしました。(第9条の3関係)
- 2 彦根総合スポーツ公園の供用日および供用時間について定めることとしました。(別表第1関係)
- 3 彦根総合スポーツ公園の使用料の額および利用料金の上限額について定めることとしました。(別表第2関係)
- 4 その他
  - (1) この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。ただし、②は、公布の日から施行することとしました。
  - (2) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとしました。
  - (3) 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例(昭和44年滋賀県条例第43号)は、廃止することとしました。
  - (4) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- 滋賀県CО₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例(条例第43号)
- 1 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)の一部改正による題名の変更および条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第15条および第18条関係)
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。
- 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第44号)
- 1 使用料の額を改定することとしました。(別表第3関係)
- 2 この条例は、令和4年10月1日から施行することとしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うこととしました。
- 滋賀県立美術館条例等の一部を改正する条例(条例第45号)
- 1 次に掲げる条例について、博物館法(昭和26年法律第285号)の一部改正による条項の移動等に伴い、必要な規定の整備を行うこととしました。
  - (1) 滋賀県立美術館条例(昭和59年滋賀県条例第20号)
  - ② 滋賀県旅館業法施行条例(平成16年滋賀県条例第3号)
  - (3) 滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例(平成8年滋賀県条例第26号)
  - (4) 滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)
  - (5) 滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年滋賀県条例第52号)
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

条

例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年8月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

### 滋賀県条例第34号

## 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表(2)の項カ中「オ」を「キ」に改め、同項中力をクとし、才をキとし、エの次に次のように加える。

オ 法第59条第7項の規定による無認可施設に関する情報の提供の要求

カ 法第59条第9項の規定による無認可施設に関する公表

別表(4)の項中キをケとし、カをクとし、オをキとし、エの次に次のように加える。

- オ 法第59条第7項の規定による情報の提供の要求
- カ 法第59条第9項の規定による公表

# 付 則

この条例は、令和4年9月15日から施行する。

\_\_\_\_\_\_

滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年8月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

# 滋賀県条例第35号

#### 滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「いう。)(」の右に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

# イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について 当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日 とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下 (ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に 掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休 業をしようとするもの (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、または当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、 当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該採用の日を 育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号アおよびイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイおよびウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場

合) 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「(当該非常勤職員が)の右に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の右に「同号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号および第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の 規定に該当し、またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、 当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の 規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に改め、「伴い、当該」の右に「育児休業に係る子について、当該更新前の」を加え、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の目前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。) および第11条(第6号に係る部分に限る。) の規定の適用については、なお従前の例による。

\_\_\_\_\_\_

滋賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年8月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第36号

#### 滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第21条の4中「特定配当等申告書」および「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」 に改める。

第23条の3の2の見出しおよび同条第1項中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第2項中「あつて、」の右に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第27条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。)または」を、「控除対象扶養親族」の右に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第39条の2中第17項を第18項とし、第8項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、同条第7項中

「第5項各号」を「第6項各号」に、「第5項の」を「第6項の」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「前2項」を「第4項および前項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項前段または同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が第1項または 第3項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項また は第3項の規定を適用する。

第39条の7第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成16年法律第123号) 第18条の規定により表示に関する登記または所有権の登記の申請をした場合(同法第25条の規 定により当該申請が却下された場合を除く。)は、この限りでない。

第39条の7第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「よつて提出すべき」を「より提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。 2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、同項に規定する申告書を提出させることができる。

第39条の12第11項中「第4項」を「第5項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第10項中「第7項第2号」を「第9項第2号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項中「第7項第1号」を「第9項第1号」に、「第39条の2第6項」を「第39条の2第7項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「第6項各号」を「第8項各号」に、「第5項および第6項」を「第6項および第8項」に改め、同項第1号中「第39条の2第6項」を「第39条の2第7項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「前2項」を「第6項および前項」に改め、同項第1号中「第39条の2第6項」を「第39条の2第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「前項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項とし、同条第6項とし、同条第6項とし、同条第5項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 前項前段または同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第1項から第 3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項か ら第3項までの規定を適用する。

第39条の12第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、 同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前3項の規定による納税者の申請がない場合においても、当該土地の取得がこれらの規定に 規定する要件に該当すると認められるときは、これらの規定による不動産取得税の減額をする ことができる。

第39条の13第2項中「、第39条の7の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、当該土地に係る不動産取得税について前条の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ」を削り、「同条第1項第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第39条の15の2第4項中「、第39条の7の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、当該住宅に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ」を削る。

第39条の16第4項中「、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ」を削る。

第39条の16の2第4項中「、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、 当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨をあわせて申告し、かつ」を削る。

第39条の16の3第4項中「、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、 当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ」 を削る。

第39条の16の4第4項中「、第39条の7の規定により、当該土地の取得の事実を申告する際、 当該土地に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ」 を削り、同条第7項中「第39条第8項」を「第39条第10項」に改める。

第39条の16の5第4項中「、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、 当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨をあわせて申告し、か つ」を削り、同条第7項中「第39条第8項」を「第39条第10項」に改める。

第59条第2号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第147条第1号イ」を「第151条第1号イ」に改める。

第73条の3第2項および第73条の14第2項中「提示しなければ」を「提示し、またはこれらの写しを提出しなければ」に改める。

付則第5条の4の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」 に改め、同項第1号中「第17項」を「第19項」に改める。

付則第8条第7項中「第10条第2号」を「第11条第1項」に改め、同条第12項中「附則第7条 第23項」を「附則第7条第22項」に改め、同条第13項中「附則第7条第24項」を「附則第7条第 23項」に改め、同条第16項中「第12条の2第1項」を「第12条の2の2第1項」に、「政令で定 める」を「施行令附則第7条第24項に規定する」に改める。

付則第9条第3項中「「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「前条」とあるのは「付則第9条第1項」と、」を削り、「同条第1項第1号、」を「前条第1項第1号、」に改め、同条第7項中「この条」を「この項」に改め、「「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「前条」とあるのは「付則第9条第5項」と、」を削り、「同条第1項第1号、」を「前条第1項第1号、」を「前条第1項第1号、」を「前条第1項第1号、」に、「同項」と、第39条の14」を「付則第9条第5項」と、第39条の14」に改め、同条第10項中「この条」を「この項」に改め、「「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地」と、「前条」とあるのは「付則第9条第8項」と、」を削り、「同条第1項第1号、」を「前条第1項第1号、」に、「同項」と、第39条の14」を「付則第9条第8項」と、第39条の14」を「付則第9条第8項」と、第39条の14」を「付則第9条第8項」と、第39条の14」を「付則第9条第8項」と、第39条の14」を「付則第9条第8項」と、第39条の14」を「付則第9条第8項」と、第39条の14」を「付則第9条第8項」と、第39条の14」を「付則第9条第8項」と、第39条の14」を「付則第9条第8項」と、第39条の14」を「付則第9条第8項」と、第39条の14」を「付則第9条第8項」と、第39条の14」を「付則第9条第8項」と、第39条の14」を「付則第9条第8項」と、第39条の14」を「付則第9条第8項」と、第39条の14」を「付則第9条第8項」と、第39条の14」に改める。

付則第9条の2第3項中「、第39条の2第9項」を「、第39条の2第10項」に、「同条第11項」を「同条第12項」に、「同条第12項」を「同条第13項」に、「第39条の2第9項、第11項および

第12項」を「第39条の2第10項、第12項および第13項」に改め、同項の表第39条の2第9項の項中「第39条の2第9項」を「第39条の2第10項」に改め、同表第39条の2第11項および第12項第1号、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項の項中「第39条の2第11項および第12項第1号」を「第39条の2第12項および第13項第1号」に改める。

付則第9条の3中「第39条の2第9項、第11項もしくは第12項」を「第39条の2第10項、第12項もしくは第13項」に改める。

付則第11条の2第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等 (以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配 当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

付則第13条の2第3項中「、第37条の8または第37条の9」を「または第37条の8」に改める。 付則第14条の2の5第2項中「以下この条」を「次項」に改める。

付則第14条の2の6第1項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」 に、「法第45条の2第1項の規定による申告書」を「所得税法第2条第1項第37号の確定申告書 (租税特別措置法第37条の12の2第9項(同法第37条の13の2第10項において準用する場合を含 む。)において準用する所得税法第 123 条第 1 項の規定による申告書を含む。第 4 項において 「確定申告書」という。)」に、「市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、 当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を 含む」を「租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条 第4項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係 る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項または第3項の規定による 申告書(法附則第35条の2の6第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書 を含む。以下この項において同じ。)」を「確定申告書」に改め、「(市町長においてやむを得 ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知 書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を削り、「年度分の県民税」を「年分の所得 税」に、「これらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに 提出されたものを含む。)」を「確定申告書」に改め、「とき」の右に「(租税特別措置法第37 条の12の2第5項の規定の適用があるときに限る。) | を加える。

付則第14条の5第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る法第45条の3第1項 に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用 する。

付則第14条の5第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「する条約適用配当等申告書」を「する確定申告書」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。)」を削る。

付則第21条第1項の表付則第5条の4の2第1項第1号の項中「第17項」を「第19項」に改め、同条第2項中「第9項までの規定の」を「第4項までもしくは第6項から第10項までの規定の」に改め、同項の表付則第5条の4の2第1項第1号の項中「第9項まで」を「第4項までもしくは第6項から第10項まで」に改める。

付則第29条第1項を削り、同条第2項中「付則第5条の4の2第1項および第3項ならびに」を「付則第5条の4の2第3項および」に、「付則第5条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項および同条第3項ならびに付則第21条第3項」を「これらの規定」に、「令和3年」とあるのは」を「令和3年」とあるのは、」に改め、同項を同条とする。

付則第30条中「同条第10項第1号」を「同条第12項第1号」に改める。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める 日から施行する。
  - (1) 第23条の3の2の改正規定ならびに付則第5条の4の2第1項、第13条の2第3項、第21 条および第29条の改正規定ならびに次項から付則第7項までおよび付則第12項の規定 令和 5年1月1日
  - (2) 第39条の7、第39条の13第2項、第39条の15の2第4項、第39条の16第4項、第39条の16 の2第4項、第39条の16の3第4項、第39条の16の4第4項、第39条の16の5第4項および 第59条第2号の改正規定ならびに付則第9条第3項、第7項および第10項の改正規定ならび に付則第11項の規定 令和5年4月1日
  - (3) 第21条の4の改正規定ならびに付則第11条の2第2項、第14条の2の6第1項および第4項ならびに第14条の5第4項および第6項の改正規定ならびに付則第8項および第9項の規定 令和6年1月1日
  - (4) 付則第8条第7項の改正規定 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号) 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日
  - (5) 付則第8条第16項の改正規定(「第12条の2第1項」を「第12条の2の2第1項」に改める部分に限る。) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第47号)附則第4条の規定の施行の日
  - (県民税に関する経過措置)
- 2 改正後の滋賀県税条例(以下「新条例」という。)第23条の3の2第1項の規定は、前項第 1号に掲げる規定の施行の日(以下この項および次項において「1号施行日」という。)以後 に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定に よる改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第45条の3の2第1項に規定する給与につい て提出する新条例第23条の3の2第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支 払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法第45条 の3の2第1項に規定する給与について提出した改正前の滋賀県税条例(次項および第6項に

おいて「旧条例」という。)第23条の3の2第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 新条例第23条の3の2第2項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第23条の3の2第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第23条の3の2第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例付則第5条の4の2の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号。以下この項および次項において「所得税法等改正法」という。)第11条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。第7項において「新租税特別措置法」という。)第41条第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅または増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第7項において同じ。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法(第6項および第7項において「旧租税特別措置法」という。)第41条第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅または増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第6項および第7項において同じ。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例付則第21条第2項および第3項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。第7項において「新震災特例法」という。)第13条の2第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅もしくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第7項において同じ。)または認定住宅等を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(次項および第7項において「旧震災特例法」という。)第13条の2第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅もしくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。次項および第7項において同じ。)または認定住宅を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 6 県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅もしくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合または同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅もしくは増改築等をした家屋もしくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧条例付則第29条第1項の規定により読み替えて適用される旧条例付則第5条の4の2第1項の規定による控除については、なお従前の例による。

- 7 新条例付則第29条第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅もしくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合または同日以後に新震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅もしくは増改築等をした家屋もしくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅もしくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合または同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅もしくは増改築等をした家屋もしくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 8 付則第1項第3号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例(次項において「6年新条例」 という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税に ついて適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 9 6年新条例付則第14条の2の6第4項の規定の適用については、令和6年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書(当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和2年から令和4年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る滋賀県税条例の一部を改正する条例(令和4年滋賀県条例第一号)による改正前の滋賀県税条例付則第14条の2の6第4項に規定する申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。))」と、「について連続して確定申告書を」とあるのは「に係る確定申告書(当該年が令和3年または令和4年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る旧申告書)を連続して」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 10 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 11 付則第1項第2号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例第39条の7、第39条の13および 第39条の15の2から第39条の16の5までの規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産 の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する 不動産取得税については、なお従前の例による。

(滋賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

12 滋賀県税条例等の一部を改正する条例(令和3年滋賀県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち滋賀県税条例第23条の3の2第2項の改正規定中「第23条の3の2第2項中」 の右に「「扶養親族(」の右に「年齢16歳未満の者または」を加え、」を加え、「控除対象扶 養親族 | を「有しない者」に、「年齢16歳未満の」を「有する」に改める。

\_\_\_\_\_

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和4年8月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第37号

# 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例(昭和41年滋賀県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号」に、「第45条第2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第1号」に改め、同号ア中「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改め、同条第6号中「減価償却資産」の右に「(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までまたは法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。次号において同じ。)」を加え、「第12条第3項の表の第3号」を「第12条第4項の表の第3号」に、「第45条第2項の表の第3号」を「第45条第3項の表の第3号」に改め、同条第7号中「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

第5条第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に改め、同条第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年を」を「3年を」に改める。

### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例(以下この項および次項において「新条例」という。)第5条の規定は、令和4年4月1日以後に新設され、または増設された新条例第2条第7号に規定する第3種特別償却設備に係る県税について適用し、同日前に新設され、または増設された改正前の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例(次項において「旧条例」という。)第2条第7号に規定する第3種特別償却設備に係る県税については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第2条第7号に規定する中小連結法人については、新条例第2条第7号に規定する中 小通算法人とみなして、新条例第5条の規定を適用する。

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年8月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第38号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項中第39号の4を第39号の5とし、第39号の3を第39号の4とし、第39号の2の次 に次の1号を加える。

(39)の3 長期優良住宅維持保全計画(当該計画の変更を含む。)の認定証明手数料

1件につき

530円

第2条第2項第18号中「第2項ならびに第16条の2第1項および第2項」を「第16条第1項」 に、「第5条第3項」を「第5条第2項」に、「第5条第6項」を「第5条第5項」に、

「法第6条第1項および第4項の規定に基づく教育職員検定の手数料

1 件につき

1,700円

法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状または特別免許状の有効期間の更新の手数料

1 件につき

3,300円

法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状または特別免許状の有効期間の延長の手数料

1件につき

2,000円

) --

本

「法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定の手数料

1 件につき

1,700円

に、

本

「法第15条の規定に基づく免許状の再交付の手数料

1 件につき

1,300円

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。以下この号において「改正法」という。)附則第2条第2項の規定に基づく更新講習修了確認の手数料

1 件につき

3,300円

改正法附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期の手数料

1 件につき

2,000円

改正法附則第2条第7項の規定に基づく確認の手数料

1 件につき

3,300円

「法第15条の規定に基づく免許状の再交付の手数料

1 件につき

1.300円

に

改める。

別表第67中「増築または改築」を「新築以外」に改め、同表(1)の項中「長期優良住宅建築等計画」の右に「または同条第6項および第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項ア中「法第6条第2項の規定による申出がない」を「イに掲げる場合以外の」に改め、同項ア(ア)および(イ)中「建築しようとする」を「認定の申請に係る」に改め、同表(2)の項中「長期優良住宅建築等計画」の右に「または長期優良住宅維持保全計画」を加え、「第5条第6項第4号イ」を「第5条第8項第4号イ」に、「または第5号イもしくは口に掲げる事項のみを

変更する場合にあつては、25,000円」を「、第5号イもしくはロまたは第6号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、25,000円」に改め、同表注3を同表注4とし、同表注2中「長期優良住宅建築等計画」の右に「または当該長期優良住宅維持保全計画」を加え、同表中注2を注3とし、注1を注2とし、同表に注1として次のように加える。

1 この表において「新築以外」とは、増築もしくは改築または法第2条第3項に規定する 維持保全(住宅の建築(法第2条第2項に規定する建築をいう。)を伴わないものに限る。) をいう。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項および別表第67の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

-----

滋賀県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年8月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

### 滋賀県条例第39号

## 滋賀県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県民生委員の定数を定める条例(平成27年滋賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

表彦根市の項中「123人」を「135人」に、「262人」を「287人」に改め、同表長浜市の項中「122人」を「129人」に、「260人」を「273人」に改め、同表近江八幡市の項中「112人」を「123人」に、「262人」を「287人」に改め、同表草津市の項中「146人」を「167人」に、「309人」を「354人」に改め、同表守山市の項中「103人」を「119人」に、「241人」を「278人」に改め、同表栗東市の項中「89人」を「102人」に、「209人」を「239人」に改め、同表甲賀市の項中「118人」を「130人」に、「276人」を「304人」に改め、同表野洲市の項中「66人」を「73人」に、「155人」を「171人」に改め、同表湖南市の項中「78人」を「86人」に、「183人」を「202人」に改め、同表高島市の項中「71人」を「73人」に、「165人」を「170人」に改め、同表東近江市の項中「115人」を「125人」に、「244人」を「266人」に改め、同表米原市の項中「49人」を「52人」に、「115人」を「122人」に改め、同表日野町の項中「39人」を「42人」に、「111人」を「120人」に改め、同表竜王町の項中「20人」を「22人」に、「59人」を「63人」に改め、同表愛荘町の項中「36人」を「41人」に、「103人」を「118人」に改め、同表豊郷町の項中「13人」を「15人」に、「39人」を「43人」に改め、同表甲良町の項中「12人」を「13人」に、「36人」を「37人」に改め、同表多賀町の項中「13人」を「14人」に、「38人」を「41人」に改める。

付則第2項中「260人」を「273人」に、「244人」を「266人」に、「115人」を「122人」に、「127人」を「129人」に改める。

付 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

.....

滋賀県建築基準条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年8月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第40号

# 滋賀県建築基準条例等の一部を改正する条例

(滋賀県建築基準条例の一部改正)

第1条 滋賀県建築基準条例(昭和47年滋賀県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第2項中「第85条第5項もしくは第6項」を「第85条第6項もしくは第7項」に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。 (滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号) の一部を次のように改正する。

別表 (15) の項エ (ア) 中「第85条第5項および第6項」を「第85条第6項および第7項」に改め、同項エ (カ) 中「第87条の3第5項および第6項」を「第87条の3第6項および第7項」に改める。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第3条 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第43 (31) の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表 (31) の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表 (40) の5の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表 (40) の6の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表注3中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改める。

(滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)の一部を次のように 改正する。

第14条第1項第3号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

-----

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和4年8月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第41号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(昭和34年滋賀県条例第31号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第5号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

\_\_\_\_\_

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年8月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第42号

# 滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例

滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第9条の3第3項中「知事は、」の右に「彦根総合スポーツ公園以外の都市公園に係る」を加 え、「、あらかじめ」を「あらかじめ」に、「意見」を「、彦根総合スポーツ公園に係る指定管 理者の指定に当たつてはあらかじめ滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会の意見」に改め る。

別表第1に次のように加える。

彦根総合スポーツ公園	陸上競技場 野球場 トレーニン グ室 会議室等	1月4日から12月28日まで。ただし、月曜日(休日に当たる場合にあつては、その翌日以後の最初の休日でない日)を除く。	午前8時30分から午後9時 30分まで
	補助競技場	1月4日から12月28日まで。ただし、月曜日(休日に当たる場合にあつては、その翌日以後の最初の休日でない日)を除く。	午前8時30分から午後5時 まで

別表第2第1項注2中「入場料もしくはこれに類するもの」を「入場料等(入場料またはこれ に類するものをいう。以下同じ。)」に、「入場料またはこれに類するもの」を「入場料等」に 改め、同項注4中「入場料またはこれに類するもの」を「入場料等」に改め、同表第2項注3中 「いう」の右に「。以下同じ」を加え、同項注4中「入場料またはこれに類するもの」を「入場 料等」に改め、同表に次の1項を加える。

- 3 彦根総合スポーツ公園
  - (1) 陸上競技場および補助競技場(以下「陸上競技場等」という。)
    - ア 貸切り使用
      - (ア) 陸上競技場

金	額

18

# (イ) 補助競技場

		金		額		
区	分	午	前	午 後		
10		午前 8 時3 後零時30分		午後1時から午後 時まで	5	
入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用す る場合	1時間につ	円 つき 900	1 時間につき 1,330	円	

1						
	アマチュ 用する場	アスポーツに使 合	同	1,800	同	2, 650
	その他の 場合	催物に使用する	同	4, 670	冏	6, 640
入場料等 を徴収す る場合	0.000.00.000.000.000.000	が幼児、児童ま を対象に使用す	同	1, 800	同	2, 650
	アマチュ 用する場	アスポーツに使 合	同	3, 670	日	5, 300
	その他 入場料等が の催物 1,000円以下 に使用 の場合		同	9, 040	同	13, 300
	する場   合	入場料等が 1,000円を超 える場合	同	18, 000	同	26, 500

# イ 個人使用

	区		分		金	額
しくは の幼児	1、小学校、 中等教育学 1、児童もし 3者(以下	学校(前期 くは生徒	課程に限 またはこ	る。) れらに	1人1回につき	円 260
生		徒		等	同	320
そ	Ø	他	の	者	同	460

# (2) 野球場(貸切り使用)

		金		額		
		午 前	午 後	夜 間		
区	分	午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	備考	
入場料 等を徴 収しな い場合	幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合	円 1時間 につき 1,290	1 時間 につき 1,850	円 1 時間 につき 2,580	屋内練習場 のみを使用 する場合は、 1面1時間	
V'場百	アマチュアスポーツ に使用する場合	同 2,580	同 3,630	同 5, 300	T面 T 時間 につき 340 円とする。	

	その他の する場合	催物に使用	同 10,600	同 14, 900	司 21, 200	
入場料 等を徴 収する	等を徴 童または生徒を対象		同 2, 580	同 3,630	同 5, 300	
場合			同 4, 950	同 7, 250	同 10,600	
			同 21, 200	同 29, 800	同 43, 000	
			同 43, 000	同 59, 300	同 86, 000	

# (3) トレーニング室

	区分			金	額	
				1 人 1 回につき( 2 時間以 内)	回数券11回券(1回2時間以 内)	
幼		児		等	円 260	円 2,600
293		76		71	200	2, 000
生		徒		等	410	4, 100
そ	の	他	Ø	者	580	5, 800

# (4) 会議室等

# ア 陸上競技場会議室

				金		額
	区 分			午 前	午 後	夜間
				午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで
会	議	室	1	1 時間につき 1,390	1時間につき 2,020	1 時間につき 2,780
会	議	室	2	同 770	同 1,120	同 1,540
会	議	室	3	同 770	同 1,120	同 1,540

会	議	室	4	同	770	同	1, 120	同	1, 540
会	議	室	5	同	770	同	1, 120	同	1, 540
会	議	室	6	同	770	同	1, 120	同	1, 540
会	議	室	7	同	770	同	1, 120	同	1, 540
会	議	室	8	同	770	同	1, 120	同	1, 540
5 附	皆 会	議室	1	同	430	同	630	同	860
5 ß	皆 会	議室	2	同	230	同	330	同	460
5 附	皆 会	議室	3	同	230	同	330	同	460

### イ 野球場会議室等

			金				3000 E	額
[2	<b>玄</b> 5	ì	午	前	午	後	夜	間
	_		午前8時30分から 午後零時30分まで		午後1時から午後 5時まで		午後5時30分から 午後9時30分まで	
会	議	室	1 時間につ	フき 730	1時間に	つき 1,060	1時間に	つき 1,420
₹ — 3	ティング	室 1	同	730	同	1, 060	同	1, 420
₹ -3	ティング	室 2	回	730	同	1,060	同	1, 420
本	赔	席	同	360	同	360	同	360
役	員	席	同	360	同	360	同	360
審	判	席	同	360	同	360	同	360

- 注1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
  - 2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を 対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当 する額とする。
  - 3 県内に居住する65歳以上の者および障害者が陸上競技場等を個人使用する場合およびト レーニング室を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
  - 4 使用者が入場料等を徴収しない場合であつても、宣伝その他これに類する目的をもつて 催物を行うときは、1,000円を超える入場料等を徴収する場合とみなす。
  - 5 土曜日、日曜日または休日におけるその他の催物に使用する場合の陸上競技場等の貸切

り使用については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

- 6 陸上競技場等を複数の団体が貸切り使用する場合における1団体の額は、この表に定める額の5割に相当する額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)とする。
- 7 陸上競技場(貸切り使用に限る。)、野球場(貸切り使用に限る。)または会議室等の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたつて引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 8 補助競技場(貸切り使用に限る。)の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合 (この表に定める使用時間の区分にわたつて引き続き使用する場合を除く。)は、午前8 時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までおよび午後5時以降の場合は午 後とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の 端数があるときは、これを1時間とする。
- 9 競技等を行うため陸上競技場または野球場を貸切り使用する場合において付随して会議 室等(ミーティング室、本部席、役員席および審判席を除く。)を使用するときは、この 表に定める額の5割に相当する額とする。
- 10 付帯設備については、知事が別に定める額とする。
- 11 彦根総合スポーツ公園の業務として実施する行事に係る入場料等については、知事が別 に定める額とする。

# 付 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県都市公園条例(以下「新条例」という。)第9条の2第1項に規定する指定 管理者の指定ならびに新条例第9条の6および第9条の7第3項の知事の承認ならびにこれら に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第9条の3、第9条 の4、第9条の6および第9条の7第3項の規定の例により行うことができる。
- 3 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例(昭和44年滋賀県条例第43号)は、 廃止する。

滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す

令和4年8月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第43号

る。

# 滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県CO2 ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化 及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

第18条中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第144条第1項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第148条第1項」に、「第145条第1項」を「第149条第1項」に改める。

# 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

\_\_\_\_\_

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年8月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 滋賀県条例第44号

## 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和51年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第3使用料の表中「5,500」を「11,000」に、「3,300」を「5,500」に、「2,750」を「3,300」に、「1,650」を「2,090」に改め、別表第3注2中「(病床数が500未満であるものに限る。)」を削る。

### 付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

\_\_\_\_\_\_

滋賀県立美術館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年8月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

### 滋賀県条例第45号

## 滋賀県立美術館条例等の一部を改正する条例

(滋賀県立美術館条例の一部改正)

第1条 滋賀県立美術館条例(昭和59年滋賀県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき」を「県民の文化の発展および美術の振興を図るため」に改める。

第10条中「第20条第1項」を「(昭和26年法律第285号)第23条第1項」に改める。 (滋賀県旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 滋賀県旅館業法施行条例(平成16年滋賀県条例第3号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項第4号および別表第2第5項第1号キ中「第29条」を「第31条第2項」に、 24

「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

(滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例(平成8年滋賀県条例第26号)の 一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき」を削る。 第6条中「第20条第1項」を「(昭和26年法律第285号)第23条第1項」に改める。 (滋賀県暴力団排除条例の一部改正)

第4条 滋賀県暴力団排除条例 (平成23年滋賀県条例第13号) の一部を次のように改正する。 第12条第1項第5号中「第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」 を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

(滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年滋賀県条 例第52号)の一部を次のように改正する。

第9条第3号および別表第1中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。